

意見提出者	在日米国商工会議所 (The American Chamber of Commerce in Japan)
1. 項目	コンバージェンスに係わる規制緩和と新たな法体系の整備
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	世界的な潮流である「コンバージェンス」は、いわゆる通信と放送の「融合」のみならず、我々の生活とインターネットが融合し、メディアの構造、医療・教育・行政の提供形態など様々な社会・経済システムを変革する。コンバージェンスを実現するためには、既存の制度・規制を見直すことに加え、総合的な新しい制度・規制のあり方も検討すべきである。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	放送法、電気通信事業法、電気通信役務利用放送法、電波法、通信の秘密、著作権法、プロバイダー責任制限法、青少年ネット規制法、日本電信電話株式会社等に関する法律
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	先の国会に通信・放送融合法案が提出（その後、廃案）されたことは前進であるが、これらはNTT完全民営化の議論とセットで検討されるべきである。免許制度によらず、通信事業者や放送事業者が市場で幅広いコンテンツを提供できるコンバージド・プラットフォームの構築を推進する制度や規制の見直しが必要である。